

2015年2月16日
全日本年金者組合
中央執行委員長 富田浩康
東京都豊島区南大塚 1-60-20
Tel: 03-5978-2751 Fax: 03-5978-2777

情報提供・取材のお願い

「年金引き下げ違憲訴訟」 2/17 全国に先駆け 鳥取で24人が提訴

年金者組合は、2013年10月から3段階で実施された「特例水準解消」を理由とする年金の2.5%引き下げに抗議して「10万人行政不服審査請求運動」を呼びかけ、2014年には「年金引き下げやめよ、最低保障年金制度をつくれ」の安倍首相への直訴「20万人個人請願署名運動」に取り組みました。その結果、12万6,422人が不服審査請求に参加し、直訴請願は30万人を超える個人署名が提出されました。ここには、全国の高齢者のきびしい生活の実態と不安が反映されています。高齢者を容赦なく切り捨て、人間としての尊厳を傷つける行政に対する怒りが示されています。

私たち年金者組合は、これら多くの高齢者から託された思いにこたえる運動をすすめるとともに、いま全国で始まった「若者も高齢者も安心できる年金を」100万署名の運動と合わせ、「これ以上の年金削減は許さない」と「年金引き下げ違憲訴訟」に立ち上がります。

年金減額は「法に従った措置」として審査請求をすべて却下し、これに対して2万4,971人が提出した再審査請求を、またも減額は「適法的措置」として却下する裁決書が、昨年夏以降、順次、全国の請求人のもとに届いています。

私たちは、「請求人は不満を言っているだけだ」とうそぶく国を法廷の場に引き出し、公の場で、国の社会保障行政がいかに憲法に反するものになっているかを徹底的に追及し、年金・社会保障制度の充実をめざす運動を大きくすすめます。

全国で訴訟準備が始まっています。鳥取はそれに先駆けての訴訟提出です。これにつづき、「違憲訴訟」はいまや燎原の火のように全国に燃え広がろうとしています。

< 2015年2月17日(火) >

13:00 原告・弁護団集合 鳥取地裁前

13:30 鳥取地方裁判所へ提訴

14:00 記者会見 弁護士会館

12万6,422人が不服審査請求 ⇒ 却下
2万4,971人再審査請求 ⇒ 却下!?

年金削減は憲法違反、 私たちは裁判に訴えます

なぜ、いま年金裁判なのか

年金がどんどん減額される仕組みなのか、公的年金制度が問われています。政府にはしっかりと説明責任を果たしてもらわなければなりません。

2012年11月、民主党政権は解散さわぎのどさくさなかで、民自公3党合意により、年金を2013年10月に1%、14年4月に1%、15年4月に0.5%、合わせて2.5%引き下げる法律を成立させました。これは、10年以上も前の1989年～2001年に物価が下落した際に年金額を例外的に据え置いた(2000～2002年)ことによって、法律が本来予定している水準よりも高くなっているからだとしました。

年金者組合は、この年金削減を不当とする不服審査請求を12万6,422人というかつてない大規模な数で成功させました。結果はすべて却下という不当な決定で、引き続いて全国で2万4,971人余の人が再審査請求を行いました。いま、その裁決雪が少しずつ届き始めています。現時点ではすべて却下という決定です。

理由は、2.5%引き下げは法律に基づくもので適法であり、審査請求人はこれを違法とは主張しておらず、ただ不満を述べているに過ぎないという不当きわまりないものです。

年金削減の不当性

私たちは、この不当な決定であきらめるわけにはいきません。年金受給者4,000万人にかかわる問題だからです。NHKスペシャル「老後破産の現実」で報道されたように、高齢者の生活は悪化の一途をたどっています。若い人も含めて高齢期の生活に対する不安がひろがっています。厚生労働省が全世代から集めたアンケート、

「高齢期における社会保障に関する意識等調査」によると、重要だと考える社会保障の分野は所得保障(年金)が71.1%と群をぬいて高い数字が出ています。実際、いま、年金受給者の約半分近くが月額10万円以下という低い年金です。こうした状況のなかで、消費税増税、各種社会保険料の引き上げ、物価上昇の一方で年金の容赦ない引き下げは、どう考えても不当です。いまでも暮らしていけない低年金も含めての一律の年金削減です。

私たちはいま、この年金削減の違法・違憲性を明らかにし、裁判に訴えます。それは、最低の文化的生活を保障する憲法25条に違反するものです。また、定められた年金を期待し、生活設計をたてて暮らしている人々の財産権、期待権をも侵害するものです。政府には、法廷でしっかりと回答させなければなりません。

日本ではじめての集団的な年金裁判闘争へ

昨年末の第32回中央委員会は、全労連や社協などと共同して大規模な請願署名運動など年金改悪反対と最低保障年金実現の運動をさらに大きくひろげるとともに、年金裁判でもたたかうことを決定しました。裁判では、政府を法廷に引き出し、いま政府がすすめる公的年金制度破壊のどこかしや不当性を、弁論を通じて明らかにし、年金引き下げの不当性、最低保障年金の必要性を広く世論に訴えることができます。年金者組合は組織をあげて、日本ではじめての集団的な年金裁判闘争にとり組み、成功させなければなりません。

年金裁判で何を争うのか

裁判では、直接的には、2013年10月に実施された「特例水準の解消を理由とする年金1%削減の処分取り消し」を求め争います。裁判の争点は、次の4点が考えられます。

- (1) 「特例水準の解消」を口実とする減額は憲法13条、29条に違反する。
- ① 「特別措置」が実施された際、「特別措置」によって据え置かれた支給額と本来水準（物価スライドで減額したはずの金額）の差額を解消することは謳われていなかった。
- 2004年の法改正では、差額は物価上昇によって解消するものとされ、名目支給額の減額はまったく想定されていなかった。
- ② 年金受給者は、物価が下落していることで、「特例水準の解消」を理由にさらなる年金削減はないであろうという期待（期待権）をもってギリギリの生活を送ってきた。個人の尊厳と幸福追求権を求めた憲法13条に違反する。

- (2) 「特例水準の解消」を口実とする減額は憲法25条に違反する。

- ① 基礎年金は、40年間全額保険料を納めても、月額6万4,000円にすぎない。老齢厚生年金を加えても月額10万円に達しない加入者が多数存在する。
- ② こうした劣悪な水準にある年金受給者を含めて一律に減額することは、憲法25条の「健康で文化的な最低限度の生活」以下の年金水準をいっそう低下させ、年金受給者の生活を破壊することは明らかである。

- (3) 2.5%の年金削減は「マクロ経済スライド」導入のための条件づくりであり、「マクロ経済スライド」そのものが憲法25条違反である。
- ① 「マクロ経済スライド」は「年金額自動切り下げ」の仕組みのものであり、老後の生活保障ではなく、財政事情を優先させる嚴厲の制度である。
- ② 年金水準の実質減額を内容とする「マクロ経済スライド」の導入のため、物価スライドで減額していた年金額をさらに減額することは二重の意味で憲法違反である。
- (4) 平成25年政令262号で減額を確定したことは、政府の裁量権の逸脱である。

2012年に制定された「特例水準」解消のための法律は自動的に年金削減を決めたものではなく、政令によって初めて具体化するものである。それにちかわらず、安倍政権は2013年9月6日、減額決定の政令を制定したが、その時は、アベノミクスによる物価高、さらには消費税増税も決定されており、このような経済情勢を勘案するならば、「特例水準」の先延ばし、あるいは中止という政策判断をすべきであった。

私たちは、以上の4つの争点を位置づけながら、この裁判を通して、「マクロ経済スライド」の撤回および圧倒的多数の国民が求めている「最低保障年金制度」の確立をめざして、広範な世論を結集しつつ、裁判所の内外でたたかっていきます。

3 年金裁判をたたかう基本的な立場

年金者組合はすべての高齢者が安心して、人間らしい尊厳をもった老後を送ることができるように、「年金を下げるな」「最低保障年金をつくれ」の運動をすすめてきました。こうした運動を大きく広げるたたかいの一環として、私たちはこの年金裁判をたたかいます。

年金は、老後のくらしを支える所得保障の根幹です。人権としての社会保障の確立のために、医療・介護などの問題と一体でたたかいます。

さらにこのたたかいは、現在の4,000万人年金受給者だけでなく、将来世代の年金受給者のくらしと権利を守るたたかいです。年金問題に関係するNHKの報道や週刊誌、新聞などの特集記事などにも、現役世代の不安と怒りが反映されています。

安倍政権は社会保障・社会福祉を容赦なく削ろうとしています。一人暮らしの高齢者が急速に増えています。どうやって低所得・一人暮らしの高齢者の老後を守るつもりでしょうか。3党合意で成立した「社会保障制度改革推進法」は基本的な人権の代わりに「家族相互の助け

合い」、自助・自立を掲げていますが、国の責任はまったく認めようとしていません。

主権と人権は憲法のキーワードです。私たちの年金裁判はこれを守り前進させるたたかいです。2015年は戦後70年を迎えます。憲法9条ばかりか25条も踏みにじって、暴走を続ける安倍首相の立憲主義破壊に抗して、憲法をくらしに生かし、人権としての社会保障を実現するたたかいの先頭に立つ年金裁判です。裁判闘争は国に恩恵を求めるものではありません。年金者組合は、年金と社会保障に対する国民の権利を確立し、国の責任を明確にするために、強い意志と誇りをもってこの裁判闘争をたたかいます。